

平成27年5月

九州域内各市の環境行政担当課長様  
庁舎管理担当課長様

一般財団法人省エネルギーセンター  
九州支部事務局長 村上直美

### **「省エネ診断サービス・節電診断サービス(無料)」のご案内**

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、昨今、電気料金・消費税等が上昇しており、各事業所様におかれましてはエネルギーコストの削減が喫緊の課題になっているものと推察されます。

こうした中、当センターでは経済産業省から補助金の交付を受け、「無料の省エネ診断(燃料・電気)」及び「無料の節電診断(電気のみ)」を実施しております。(ひいては各事業所様のコストダウンのお役に立ちたいと考えている次第です)

なお、これらの診断では診断実施後に「改善方法・その効果・積算根拠等を記載した診断報告書」を受診先に送付します。また、必要に応じて内容説明にも伺います。

つきましては、貴市所有施設の中に下記の受診要件に合致するものがございましたら、是非ともお申込み賜りますようお願い申し上げる次第です。また、機会がございましたら、市内事業者様に当該無料診断をご案内いただきますようお願い申し上げます。

次のURLをご参照いただければ、申込書及び多くの診断事例が掲載されておりますのでご活用下さい。 <http://www.shindan-net.jp/>

なお、各事業所様は受診されても改善提案どおりに実施する義務は全くございませんので、お気軽にお申込みいただければ幸いです。

#### (受診の対象要件)

##### **1. 無料の「省エネ診断」の対象要件**

- ①年間のエネルギー使用量が原油換算で100kL以上~1500kL未満(光熱費が600~9000万円/年くらい)の事業所。(原則として、省エネ法により指定されている「エネルギー管理指定工場・事業場」は対象外)
- ②なお、**中小企業の場合**は、上記のような制約要件は一切ございません。すなわち、中小企業であれば全ての企業が受診可能です。
- ③但し、原則として、過去3年以内に省エネ診断(無料)を受けた事業所は対象外。

##### **2. 無料の「節電診断」の対象要件**

- ①契約電力が50kW以上の高圧電力または特別高圧電力契約者。
- ②但し、省エネ法により指定された「エネルギー管理指定工場・事業場」は対象外です。
- ③なお、**中小企業の場合**は、エネルギー管理指定工場であっても対象となります。